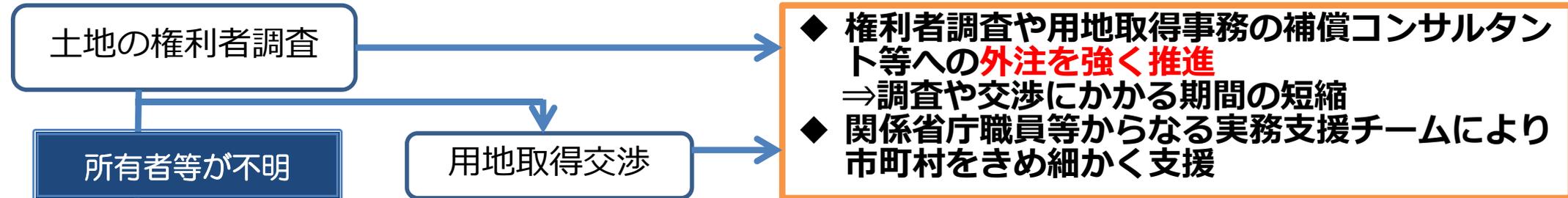


復興事業のための様々な特例措置、運用改善策を講じることにより、所有者が不明の土地などの取得を飛躍的に加速化。



財産管理制度の活用

(※)は裁判所の取組

財産管理人の選任
手続 (※)

- 財産管理人の候補者(弁護士・司法書士)を3県で587名確保
(平成26年3月末時点)

(通常) 1か月
⇒ **1~2週間程度**

- 家庭裁判所での手続を簡素化・迅速化(申立地や提出書類の柔軟対応) (※)

土地の売買(権限外行為)の許可手続 (※)

(通常) 3週間
⇒ **1週間程度**

全体で手続に半年以上かかると自治体が懸念
⇒ **裁判所の審理は最短3週間程度でも可能**
(必要な書類が揃っているなどの場合)

財産管理人と売買
契約・用地取得

土地収用制度の活用

赤字は岩手県釜石市の防潮堤事業での実績

申請書類の作成に**1~2年**かかると懸念
⇒ **約4か月で概成**

- 任意買収と並行した収用手続の進行(復興事業における早期事業認定申請ルール)
- 前広な情報共有、相談

事業認定手続
(県事業は国が認定)

申請から認定まで
通常**3か月**
⇒ **約50日**

- 柔軟な審査(通常3か月を2か月に)

収用裁決手続
(県の収用委員会)

補償金支払い(所有者不明の場合は供託)・用地取得

- 所有者が不明の場合の簡便な手続(氏名・住所の記載不要、通知不要、所有者不明のまま裁決)を明確化